

新しい資本主義の実現のための成長戦略についての提言

令和4年5月26日
自由民主党政務調査会
経済成長戦略本部

I はじめに

経済成長戦略本部は、新しい資本主義の実現のための成長戦略について検討を進めるとともに、原油価格、物価高騰等への対応策の提言を政府に行ってきた。新型コロナウイルス感染症が国民生活や経済に依然として影響を与える中、ロシアによるウクライナ侵略が行われ、世界経済の不確実性は一層高まり、原油や原材料等の価格が高い水準で推移している。当本部においては、3月3日に、物価上昇にあっても国民生活を守り経済活動への悪影響を抑えることを狙いとし、積極的な賃上げと円滑な価格転嫁の実現に向けた提言を行った。さらに、4月14日に、なお厳しい状況にある方々に対して、国民目線に立って、より一層丁寧できめ細やかな対応を行い、必要な支援を迅速かつ的確にお届けするという視点に立って、原油をはじめとする諸物価の高騰による悪影響から国民生活を守り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものにするための対策の策定について提言を行った。政府においては、当本部の提言を踏まえ、3月4日の「原油価格高騰に対する緊急対策」、4月26日の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定されたところである。

こうした緊急的かつ機動的な対応とともに、これまでの適切なマクロ経済運営を継続しつつ、賃上げと価格転嫁に取り組み、結果としてデフレから脱却し、健全な経済の体質を作ることにも求められる。このため、「新しい資本主義」の考え方のもと、持続可能な経済社会の実現のために、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった課題を解決しつつ、経済社会の構造変化をリードし、経済再生と財政健全化に向けて取り組んでいかなければならない。

「新しい資本主義」は、アベノミクスなどの成果の上に、市場に任せれば全てが上手くいくという考え方が生んだ様々な弊害を是正する仕組みを「成長戦略」と「分配戦略」の両面から埋め込み、資本主義の便益を最大化するものである。成長と分配の好循環によって国民が豊かに、生き生きと暮らせる社会を創っていくことを目指している。

成長のためには、供給側のイノベーションにより生産性を向上させ経済全体の付加価値を持続的に引き上げるとともに、その成果を働く人に賃金として分配し国民の所得水準を持続的に向上させることが必要である。これにより、できあがった製品、サービスに対する需要拡大が起これ、企業収益がさらに向上し、

成長と分配の好循環が実現する。

このため、まずは成長の実現が重要である。その際、イノベーションを起こし、生産性を抜本的に向上させ成長力を高めていくため、必要な財政出動は躊躇なく機動的・計画的に行うとともに、規制・制度について不断の見直しを行うことも必要である。

当本部も、「新しい資本主義」における成長戦略について、官民が連携して中長期的な課題に対応し、経済社会の構造変化を目指す観点から、科学・イノベーション、スタートアップ、地方活性化、グリーン・GX、人への投資に焦点をあてて、幅広く識見を集め対応策を検討してきた。本提言は、上記の分野の対応策のほか、各種調査会等の提言等も踏まえて整理したものである。政府においては、本提言を、政府が今後取りまとめる新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)等に反映し、態勢を整えるとともに実行に移されたい。当本部も、必要なフォローアップを行っていく。

II 提言

目次

1. 科学技術・イノベーション

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 量子技術 | (9) 経済安全保障 |
| (2) AI（人工知能） | (10) 規制改革の推進 |
| (3) 再生医療 | (11) 知の基盤（研究力）強化 |
| (4) ライフサイエンス | (12) 人材育成の強化 |
| (5) 医療分野のDX | (13) 重要分野の戦略的推進 |
| (6) バイオものづくり | (14) 知的財産・標準活用戦略の推進 |
| (7) Web3.0、ブロックチェーン | (15) 宇宙ビジネスの拡大に向けた 宇宙開発・利用の推進 |
| (8) デジタル時代のコンテンツ戦 略、文化・スポーツ立国の実現 | (16) 海洋政策の推進 |

2. スタートアップ

3. 地方活性化

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) デジタル田園都市国家構想の 推進 | (5) 地方への人の流れの創出 |
| (2) 企業等のDXの推進 | (6) 観光 |
| (3) 農林水産業の成長産業化 | (7) 防災・減災、国土強靱化 |
| (4) 地域公共交通、物流、モビリティ | (8) 沖縄振興 |

4. グリーン・GX

- | | |
|--|------------------------------------|
| (1) エネルギー安全保障の確保 | (3) エネルギー・産業構造転換に 向けた環境整備、投資促進策 |
| (2) 2050年カーボンニュートラル に向けたエネルギー・産業構造 転換の推進 | (4) 資源開発・資源外交と循環の 確保 |
| | (5) 気候変動対策に向けた国際貢献 |

5. 人への投資

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) ICT教育・人材育成の推進 | (3) 女性活躍の更なる推進 |
| (2) 新しい働き方・多様性の推進 | (4) 少子化対策 |

6. 孤独・孤立対策

7. 中小企業の成長支援等

8. 魅力あるマーケットの構築による国際金融センターの実現

9. 民間による社会的課題の解決

1. 科学技術・イノベーション

科学技術・イノベーションは、社会的価値を追求する手段として重要な柱である。近年、我が国の研究力とイノベーション力は相対的な低下傾向にあり、国際競争力も30位台と低迷している。この危機的状況を打開するためには、科学技術・イノベーション政策を強力に推進することが必要であり、官民の連携を深め、創造的な研究を生み出し、イノベーションを起こしていく制度とする必要がある。また、量子技術、AIなどの研究開発を戦略的に推進し、我が国の勝ち筋となる技術を育てる。

(1) 量子技術

量子技術を活用し、未来社会を見据えて社会全体のトランスフォーメーションを実現していくため、「量子未来社会ビジョン」(令和4年4月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、以下の取組を強力に推進するべきである。

- 量子コンピュータの大規模化・高機能化の研究開発については、先行する有志国の企業との連携を実施する。
- 量子技術を活用した新産業・スタートアップ企業の創出・活性化に向けて、最先端の量子コンピュータの利用環境の整備や、量子ソフトウェア・量子インターネットに関するプロジェクトを抜本的に強化する。
- 量子技術イノベーション拠点について、産業支援を目的としたデバイス製造・評価やアプリケーション開発に利用できるテストベッド機能等を備えた「グローバル産業支援拠点(仮称)」(産総研)、世界最先端の量子材料の研究供給を担う「量子機能創製拠点(仮称)」(QST)など新たな拠点・機能を形成するとともに、国内拠点の中核である理化学研究所の最先端研究推進・産業支援・国際連携等の機能を抜本的に強化する。

(2) AI(人工知能)

「AI戦略2022」(令和4年4月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、ディープラーニングを重要分野として位置付け、企業による実装を念頭に置いて、以下の取組を強力に推進するべきである。

- AIの信頼性の向上や環境整備等に取り組む。
- データの秘匿化・分散処理技術の高度化、AI利活用の基礎となるデジタル・ツインの構築、政府機関におけるAI利活用の推進、AIの社会実装のさらなる推進に向けた取組等を強化する。

(3) 再生医療

- 再生・細胞医療・遺伝子治療について、これまでの研究成果をベースに次世代の再生医療等として実用化すべく、研究開発を強力に推進するべきである。
- 再生医療等を次のステージに押し上げるため、再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究の強化をはじめとした基礎研究から臨床研究・治験まで切れ目ない取組を推進するとともに、革新的な研究開発により新たな価値を生み出すべきである。
- 新たな医療技術の進展に応じ、安全性の確保を図りつつ、その迅速な普及・促進のため、再生医療等安全性確保法改正案等の早期の国会提出を図るべきである。

(4) ライフサイエンス

- 医薬品産業のエコシステムを確立するため、2022年度の厚生労働省の組織体制の抜本的強化も踏まえ、政府全体の医薬品産業政策の司令塔機能の在り方について引き続き検討するべきである。
- 革新的な医薬品等を開発できるよう、臨床研究法改正案の早期の国会提出を図るべきである。
- 「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」に基づき、医療機器の研究開発等での人材育成や起業支援、早期実用化に向けた薬事承認制度・審査体制の構築、安定供給の確保等を行うべきである。
- プログラム医療機器の実用化の促進のため、革新的なプログラム医療機器を指定し優先的に承認審査を行う制度を試行的に導入するべきである。
- 諸外国における利活用の状況に鑑み、大麻を原料とする医薬品の国内での製造及び流通のために必要な規制を見直すとともに、大麻の濫用による保健衛生上の危害防止の観点から、使用規制の強化や検査体制の整備を検討するべきである。
- 10万人規模の患者や家族の全ゲノム解析等に係る情報基盤の整備等を進め、難病・がんの創薬や新たな治療法の開発に活用するべきである。
- ゲノムデータ・創薬基盤の充実も含めた研究基盤の強化を進めるべきである。
- 新型コロナウイルス感染症を含めた新興・再興感染症への対応として、検査体制・治療体制や治療薬・ワクチン等の開発、情報収集及び人材育成を抜本的に強化するべきである。
- 「グローバルヘルス戦略」に基づき、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(UHC) の推進や公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化を行う。
また、日本と WHO の連携について、2023 年中の UHC センターの発足を目標し、WHO と協議するべきである。

(5) 医療分野の DX

- 「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化、「診療報酬改定 DX」の 3 本柱からなる医療 DX を進めるべきである。そのため、総理を本部長とする「医療 DX 推進本部（仮称）」を設けるべきである。
- 国民の利便性を高めるため、安全性、有効性等のエビデンスに基づいて、オンライン診療、オンライン服薬指導等をより一層推進すべきである。
- 医療機関を標的としたサイバー攻撃による重大事案の発生を踏まえ、医療機関を取り巻く関係者も含め医療全体の防衛体制を強化するため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等において医療機器のサイバーセキュリティ対策を確認するため、最新の知見を踏まえ、医療機器の薬事承認等の要件を改定するべきである。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について、最新の技術的な動向、多様化・巧妙化する医療機関へのサイバー攻撃状況等を踏まえて、見直すべきである。

(6) バイオものづくり

- バイオエコノミーの拡大は、我が国経済の迅速な回復、その後の力強い経済成長と資源不足・食料危機・地球温暖化・海洋汚染といった社会的課題解決との両立に不可欠であることから、「バイオ戦略」に基づき、市場領域施策の展開や、国内外から人材や投資を呼び込むバイオコミュニティの形成と連携の強化、徹底したデータ連携を推進するべきである。
- また、バイオものづくりの中核を担う微生物設計プラットフォーム事業者の育成に向け、異分野事業者との共同研究開発を推進するとともに、味噌・酒・しょうゆといった発酵生産技術で培った強みを活かしながら、生産技術・能力の強化、基盤技術の開発と拠点形成、人材育成、リスクコミュニケーション、知財や規格認証などの制度面の対応、省庁連携による推進体制の整備など、総合的な取組を加速するため、この分野に大胆かつ重点的な投資を行うべきである。

(7) Web3.0、ブロックチェーン

ブロックチェーン技術に裏打ちされた NFT（非代替性トークン）、メタバース、DAO（分散型自律組織）等のイノベーションの到来によって、巨大プラッ

トフォーム事業者が経済を支配していた Web2.0 から、Web3.0 と呼ばれる新たなインターネットの時代への移行が進みつつある。Web3.0 では、ブロックチェーン技術を基盤とする分散化されたネットワーク上で、特定のプラットフォームに依存することなく利用者が相互につながることができる、新たなデジタル経済圏の構築が期待されており、諸外国においても Web3.0 に関する検討が始まっている。Web3.0 において我が国が世界をけん引していくためには、事業環境面において諸外国と比較して競争力のある環境整備を早急に進めるとともに、コンテンツホルダーや利用者の権利保護、社会的法益に配慮しつつ、イノベーションを強力に進める必要がある。ブロックチェーン技術や NFT、メタバースを用いたビジネスの発展や利用者の利便性と保護のバランス等の検討や、国内外における最新の動向の把握を行い、国民が広く恩恵を受けることができる状況を作るべきである。

(8) デジタル時代のコンテンツ戦略、文化・スポーツ立国の実現

コロナ禍では、文化芸術やスポーツ、ライブエンターテインメントが、社会活動に大きな制約を受けた人々の支えとなった。一方で、行動制限によりオンライン配信やメタバース等の利用も世界的に急拡大した。今後はこうした急速なデジタル化もふまえた新たなコンテンツのあり方の模索が必要である。またその際には、市場のボーダーレス化をふまえ、世界展開を前提としたビジネスモデルへの構造転換を促進する必要がある。

加えて、文化芸術活動や団体等への支援、子供たちの文化芸術体験活動の推進や文化芸術教育の充実、日本博 2.0 の推進、文化財の保護・活用等により、文化による地方創生を図るとともに、国際アートフェア誘致等によるアート市場の活性化や文化観光の推進等を通じて経済活性化を促進し、文化立国の実現を図る必要がある。

スポーツ分野においても、多様なデータを活用したスポーツ DX の推進、スポーツと他産業が融合したスポーツオープンイノベーションや国際展開の促進等、スポーツの資金循環システムの強化を含めた成長産業化に向けた取組を一層進める必要がある。

(9) 経済安全保障

経済安全保障推進法について、「基本方針」を速やかに策定するとともに、昨今の国際情勢等を踏まえ、サプライチェーン強靱化及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り速やかに実施し、主要国の取組も念頭に置いた支援を行うべきである。

具体的には、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めと

する重要な物資の安定供給を早急に確保すべく、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、中長期的な支援を可能とする基金の設置も含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備すべきである。また、宇宙、海洋、量子、AI、バイオ等の先端的な重要技術の実用化に向けた強力な支援を行うプロジェクトを早急に強化し、これを速やかに5,000億円規模とすべきである。

さらに、重要情報を取り扱う者への資格付与について、可及的速やかに制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進めるべきである。また、先端技術・機微技術を保有するなど、次世代に不可欠な技術の開発・実装の担い手となる民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について検討を行うべきである。加えて、サイバーセキュリティの確保に向けた官民連携の強化について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進めるべきである。

経済安全保障の確保に向けては、多岐にわたる課題があることから、関係府省庁の人員・体制の整備・強化を進めた上で、経済安全保障推進法で措置された施策にとどまらず、安全保障の確保に関する様々な経済施策を一体的にかつ総合的・効果的に推進するべきである。

(10) 規制改革の推進

成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくためには、規制改革が重要であり、イノベーションなどを阻害する規制を見直すべきである。特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、特定の技術や手法を定める事前型の規制・制度を、技術中立的でリスクベース・ゴールベースの柔軟な事後型の規制・制度へと改革し、イノベーションの社会実装を促進し、力強い成長を実現すべきである。

また、国家戦略特区や規制のサンドボックス等の制度の活用において、これまでの取組に加えて、人への投資、地方創生、生産性向上、スタートアップの育成など地域課題等の解決に資する規制の見直し・解釈の明確化に重点を置くとともに、その成果の全国展開を図るべきである。

(11) 知の基盤（研究力）強化

- 世界と伍する研究大学の実現に向けて、「国際卓越研究大学」として国が認定する新たな枠組みを構築し、大学ファンドの支援対象となる大学の選定プロセスを早期に開始する。世界トップ大学では優れた人材獲得に躍起になっていることを踏まえ、選定にあたっては、国際ピアレビューも活用しつつ、国内外の優れた人材の呼び込みの観点を重視するべきである。
- 併せて、世界と伍する研究大学の実現に必要な制度改革に関し、大学横並びの仕組みから脱却し、徹底した規制緩和を図りつつ、ガバナンス改革な

どを通じ、世界トップ研究大学並みの成長を実現できる新たな大学制度を構築すべきである。

- 大学ファンドと両輪となる地域中核・特色ある総合振興パッケージの拡充により、地方大学の強みや特色を伸ばす戦略的経営を後押しするとともに、研究デジタルインフラの高度化と活用を進め、研究力の「厚み」を強化するべきである。
- 産総研の地域拠点等で、地域の中小企業やスタートアップ等との共同研究や試作、評価等のサービス提供を行うとともに、地域の中核大学等の技術シーズの橋渡しを強化するべきである。
- 科研費による若手の長期海外派遣の強化や国際共同公募による共同研究の推進、学生・研究者等の国際交流による国際研究ネットワークへの参画促進、国際研究拠点の強化等を図るとともに、次のブレークスルーにつながる先端研究及び国際頭脳循環を欧米等先進国と柔軟・機動的かつ戦略的に行う仕組みを導入するべきである。
- 世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものや次世代放射光施設をはじめとする大型研究施設を戦略的に推進するべきである。

(12) 人材育成の強化

- 若手研究者が腰を据えて創造的な研究を存分にできるよう、創発的研究支援事業の令和5年度以降の継続的な新規公募をはじめ、継続的なポストの増加を含めた研究環境の整備・充実を行うべきである。
- 博士学生低下は、国家課題との認識の下、人事制度改革も含め、創造性に富む博士人材の育成・活躍のための取組を強化する。研究環境の充実とキャリアパスの確保に向けて、「2025年度までに生活費相当額受給者を従来との3倍」との目標を達成すべく、個人・機関・PIによる支援を組み合わせつつ、更に支援を拡充するべきである。
- 学生や社会のニーズを踏まえ、具体的な目標を定めた理系人材の充実や文理分断からの脱却、理工系の学びに関するジェンダーギャップの解消、探究的な学びやSTEAM教育といった学びの転換を行うため、初等中等から高等教育まで、既存の枠組みを超えSTEAM教育を抜本的強化する仕組みを創設するべきである。
- 競争的研究費の一体的改革を推進し、基礎研究力の強化に向け、若手への重点支援及び将来のアカデミアをけん引する特別研究員等の優れた研究者への切れ目ない支援の実現、新興・融合研究の促進等を図るべきである。

(13) 重要分野の戦略的推進

- ムーンショット型研究開発の強化、量子、AI、再生・細胞医療・遺伝子治療、バイオ、水素、革新原子力や核融合等のクリーンエネルギー、資源循環、宇宙、海洋、Beyond 5G等の重点分野で日本が世界を牽引していくとの明確な決意の下、大胆かつ重点的な投資を行うべきである。
- 日米首脳間での合意に基づき、半導体や部素材等のサプライチェーンの国内生産基盤の整備と人材育成に加え、AI・量子技術を用いた次世代計算基盤に不可欠な次世代半導体の設計・製造能力の確保に向けて、日米の官民が連携し、2020年代に設計・製造基盤を構築するためのプロジェクトに取り組むべきである。
- また、蓄電池産業の競争力強化に向けた包括的な産業戦略を策定し、国内製造基盤確立のための大規模投資や資源の確保、次世代電池の開発、人材育成等を総合的に推進するべきである。
- 経済安全保障強化のため、先端的な重要技術の育成・支援に資する調査分析を行うシンクタンクを立ち上げるべきである。
- 「マテリアル革新力強化戦略」（令和3年4月統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、脱炭素化やデータ駆動型研究推進の観点から、特に取り組むべきマテリアル技術課題の研究開発やデータを基軸とした産学連携を加速するべきである。
- がん治療・診断の現場で利用ニーズの高い医療用ラジオアイソトープ (RI) の海外依存を脱却し、RI製造の早期国産化及び安定供給体制・サプライチェーンの確立を実現するため、JRR-3の高度化や高速実験炉「常陽」の早期運転再開を含め、必要な研究開発基盤の強化及び環境整備を推進するべきである。
- 防衛生産・技術基盤は、「防衛力」そのものであり、その維持・強化のため、デュアル・ユース技術を含む将来の高度技術獲得への投資としての研究開発の強化や防衛装備品等のサプライチェーン上のリスクへの対応など、法整備を含め、法人・基金の創設や補助金・税制・金融支援も含めた前例にとらわれない対応を検討するべきである。

(14) 知的財産・標準活用戦略の推進

- 投資家との対話により企業側に知的財産・無形資産の投資・活用を促すための方策を検討するべきである。
- スタートアップが大学等の保有する知的財産を最大限活用できるよう、知的財産の対価としての株式・新株予約権の活用制限の撤廃、共有特許ルールの見直し、国際特許出願支援の強化等を行うべきである。

- 経済安全保障の観点も踏まえ、新たに量子技術等を重要分野として特定し、標準開発の加速化など国際標準の形成を支援すべきである。
- 経営戦略上の観点から標準策定に取り組む人材育成を支援するべきである。

(15) 宇宙ビジネスの拡大に向けた宇宙開発・利用の推進

- 政府による徹底した宇宙利用の推進と産業競争力の強化により、宇宙ビジネスの拡大の好循環を生み出さなければならない。そのため、安全保障や気候変動対策・災害対策などの分野において、積極的に人工衛星等の宇宙の活用を拡大するべきである。
- アンカーテナンシーやサービス調達等により民間の小型衛星コンステレーションや小型ロケットなどを積極的に利用し、民間の新たなサービスの開発やスタートアップの成長を促進するとともに、基幹ロケット H3 の競争力強化や将来宇宙輸送系の実現に向けた開発、宇宙光通信の実証や量子暗号等の宇宙ネットワーク基幹技術の開発等の取組など、将来を見据えた戦略的な研究開発を推進するべきである。
- また、準天頂衛星システム 7 機体制確立と後継機開発、観測能力を大幅に強化した気象衛星ひまわり後継機の整備、衛星を活用した温室効果ガス観測インフラの構築、アルテミス計画や MMX（火星衛星探査計画）等の宇宙科学・探査を推進するべきである。
- 第 4 期地理空間情報活用推進基本計画に基づき、G 空間情報の高度活用や G 空間プロジェクトとも連携した衛星データ利活用の拡大及び統合型 G 空間防災・減災システムの構築をはじめとして多様なサービスの創出・提供を加速するべきである。

(16) 海洋政策の推進

- 北極域における国際研究の活動基盤となる北極域研究船の建造を 2026 年度の就航に向けて着実に進めるべきである。
- 経済安全保障の観点からも、メタンハイドレートや海底熱水鉱床、レアアース泥などの国産海洋資源開発を進めるべきである。
- 我が国の排他的経済水域 (EEZ) での海洋観測の高度化・効率化に向けて、無人海洋観測システムを開発するため、2022 年度に大深度での海洋観測用の自律型無人探査機 (AUV) の技術開発等を行うべきである。
- 「海洋基本計画 (平成 30 年 5 月閣議決定)」を改訂し、海洋の安全保障等の取組を強力に推進するべきである。また、国産海洋資源の開発や AUV 等の社会実装に向けた戦略を策定するべきである。

- 海洋状況把握（MDA）の高度化に向けて、衛星等から取得した海象情報や海運情報の海洋状況表示システム（海しる）を通じた商業利用可能な形での提供を 2022 年度から開始するべきである。
- 海の次世代モビリティである小型無人ボート（ASV）、自律型無人探査機（AUV）、遠隔操作型無人潜水機（ROV）等の実証や開発、活用支援等を行うべきである。
- 海運業・造船業の国際競争力の強化のため、脱炭素のニーズに応える環境性能の高い船舶の導入を一層促進すべきである。また、造船業の DX を推進するため、船舶に係るデータ連携のロードマップを策定するべきである。

2. スタートアップ

新しい資本主義における成長と分配の好循環や、デジタル田園都市国家構想を通じた地域発の成長のけん引役となるのはスタートアップである。

我が国が有する優秀な人材のポテンシャルを大いに開放し、それを新たな産業創出や社会変革につなげていくため、人材・事業・資金の好循環が生まれるよう、5年10倍増を視野に、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化することが急務である。官民が連携して以下の取組を進めて行くべきである。

- 政府は、我が国が「アジア最大のスタートアップハブ」「世界有数のスタートアップの集積地」となることを目指し、戦後に次ぐ第二の創業ブームを起こすべく、スタートアップ・エコシステム育成の全体像を、5か年計画としてまとめるとともに、実行のための横断的な司令塔機能を明確化する。
- 海外からの誘致も含めて、VCへの公的資本の投資拡大を図るべきである。また、個人金融資産及び GPIF 等の長期運用資金が VC やスタートアップに循環する流れの創出に取り組む。
- 政府・自治体のスタートアップからの公共調達（官公需）を早急に拡大するべきである。また、SBIR 制度に基づく、調達を前提にスタートアップ等の研究開発を支援する「指定補助金等」の規模を大幅拡充する。
- 新規上場の際に、スタートアップが十分な資金調達を行うことが可能となるよう、IPO プロセスの見直しを実行する。
- 事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。
- 起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、個人保証が問題視されている。信用保証を受けている場合には、経営者による個人保証を不要

にする等、個人保証の在り方について見直す。

- 担保となる有形資産を持たないスタートアップでも円滑に成長資金を調達できる担保制度（事業成長担保権（仮称））の早期導入に向けた検討を進める。
- スタートアップを未上場段階で大きく成長させ、次のイノベーションに繋げるため、未上場株式取引のためのプラットフォーム（セカンダリー・マーケット）を制度化する。
- 海外の一流大学とも連携し、ディープテック等の実証の場としても活用可能なスタートアップキャンパスの創設や、大学や高専等の研究者と外部経営人材とのマッチング支援や大学の知財活用促進、大学ファンドを活用した世界トップレベルの研究者呼び込みなどに取り組む。
- 本年3月に策定されたスタートアップとの事業連携や出資に関する指針を民間事業者が遵守し、建設的な関係を築いていけるよう、関係省庁で実効性のある取組を推進する。
- 成長過程で人材確保の壁に直面するスタートアップの人材の拡充を図るため、スタートアップによる大企業の社員の兼業・副業、出向での受入れや、地方のスタートアップ向けに地方金融機関等が人材マッチングを行うなどの制度の充実を図る。
- 創業間もないスタートアップの経営を外部から支援するため、経営、法務、知財などの専門家を外部人材として活用可能な相談窓口の整備等を推進する。
- 世界に挑むスタートアップを創出するため、海外のトップアクセラレーターが日本のスタートアップに対して助言や海外投資家等とのマッチングを行う取組の拡充等を行う。
- 「地方発スタートアップ」の創出を積極的に支援するため、都市部との人材交流、地方大学が連携した創業支援施設の整備等を行う。

3. 地方活性化

地方活性化については、特にデジタルを活用した地方活性化が重要である。デジタル田園都市国家構想を強力に推進し、インフラ整備、規制・制度の見直し、デジタルサービスの実装を一体的に行うことにより、東京圏への一極集中の是正を図りつつ、東京・首都圏と地方が win-win となる関係性を構築すべきである。農林水産業についても、生産性向上のためのデジタル技術の実装へのきめ細かい支援や国内生産基盤の強化などにより、食料安全保障の確立に向け成長産業化を進める。

(1) デジタル田園都市国家構想の推進

- 労働力不足、過疎化、教育格差など、地方が抱える社会課題は多様化している。これらの課題を解決し、デジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献するため、ハードとソフトの両面からデジタル化・DXを推進する必要がある。
- ハード面では、デジタル基盤の地方を含む全国への展開が不可欠である。光ファイバについては、将来的には光ファイバを必要とする全地域における整備を目指し、交付金、補助金による支援等により、全国的な整備を早急に進めるべきである。5Gについても、将来的に5Gを必要とする全地域の整備を目指し、補助金や税制措置による支援、鉄塔やアンテナ等のインフラシェアリングの推進等により、全国的な整備を早急に進めるべきである。また、東京圏に集中しているデータセンターの地方分散を進めるとともに、日本を周回する国内海底ケーブルの整備を進めるべきである。さらに、次世代デジタル基盤を我が国が主導するため、Beyond 5Gに関する技術開発を進めるべきである。
- ソフト面では、スマート農業の取組など、デジタル技術を用いた社会課題解決手法の地方への実装が重要である。また、人材の観点から社会のデジタル化を後押しするため、デジタル人材の育成や、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けた取組を進めるべきである。

(2) 企業等のDXの推進

- 企業等におけるデジタル化・IoTの活用・DXの推進、デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づくモニタリングの実施等デジタル市場におけるルール整備等の取組についても加速すべきである。
- 2023年のG7日本議長年を見据え、提唱国として「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の具体化を積極的に推進するべきである。
- 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（2019年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を改定し、障害対応体制の強化、安全基準等の整備及び浸透、情報共有体制の強化等を推進すべきである。
- 重要インフラやプラント等のサイバー攻撃に対する防護力を高めるため、制御システムのサイバーインシデント対応の体制を強化すべきである。

(3) 農林水産業の成長産業化

食料安全保障の確立に向けて、農林水産業の成長のための投資と新たな対

策の構築を進め、担い手の確保、農地の集積・集約化、デジタル技術の実装など生産基盤を強化することが重要。あわせて、成長する海外市場を取り込むための輸出促進体制の整備を含め、多様化する国内外の需要に対応した農林水産業構造への転換を実現することにより、国際情勢の変化や国際競争、災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築し、生産者の所得向上、食料自給率・食料自給力の向上等を図っていくことが必要。このため、以下の取組を推進していくべきである。

- 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、燃油・肥料・飼料等の生産資材の安定確保と価格高騰の影響緩和を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。
- 国産へのシフトや輸入依存穀物に過度に依存しない農畜産業への転換に向け、輸入依存度の高い小麦・大豆・飼料作物等の増産支援や米粉や国産小麦等の国産原料への切替え支援、米粉の増産や米粉製品の開発・販売支援を行うとともに、たい肥や稲わら等の国内の代替原料の利用拡大・広域流通の支援等を行う。
- みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の活動や、良質堆肥製造技術等を開発する機械メーカー等の活動を認定し、無利子・低利融資等により支援する。温室効果ガスの削減効果が消費者に的確に評価されるよう数値で見える化する簡易シートの実証等を行う。省エネ漁船への転換や、ヒートポンプなどの省エネ機器の導入を支援する。
- スマート農業を実践する農業者や産官学の有識者等を支援チームとするスマート農業の実地指導支援を行う。普及指導員と農業支援サービス事業者との連携による技術指導を開始する。地域一体でデジタル化に取り組む林業・水産業の戦略拠点を創出する。
- 輸出産地の育成を促進するため、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の食品事業者を含めた輸出事業者への支援機能の強化等を図るとともに、認定農林水産物・食品輸出促進団体による販路開拓等を支援する。輸出向けの施設整備への投資を新たな低利の制度資金等により支援する。
- カーボンニュートラルの実現に向けて、輸入木材不足に対応した国産材への転換促進、建築物での木材利用の促進等による国産材の需要拡大、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入の支援、確実な再造林の実施、CLT等の利用促進、規格の標準化等を行う。
- 資源管理を進める中で資源変動に適応できる経営体の育成と資源の有

効利用のため、漁獲対象種・漁法の複数化など操業形態の段階的な見直しを支援する。養殖業の発展のための取組や水産物の生産・加工・流通の連携による生産性向上の取組を支援する。

- 農業・林業・漁業の新規就業者を確保する。中山間地域での就農希望者に対する畜産、林業も含めた多様な複合経営に関する研修を支援する。
- 半農半Xなどへの関心の高まりを踏まえ、受皿ともなる農村型地域運営組織の形成を促進する。海業の拡大を図る。
- 地域の雇用と経済を支える食品産業が、AI・ロボット等により生産性を向上させ、農林水産業と連携して、消費者が求める付加価値の高い加工食品を販売、輸出するなど、持続可能な発展に向けた取組を支援する。

(4) 地域公共交通、物流、モビリティ

- ポストコロナの地方創生、デジタル田園都市国家構想の実現に資するため、バスや鉄道等の地域公共交通について、MaaS や自動運転などの DX をはじめとする新技術の活用や、多様な主体による共創、事業者と地域との協働等によって、地域の理解を得つつ、利便性と持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を図るべきである。
- 物流・商流における DX や標準化を促進するとともに、更なる物流効率化・生産性向上を推進するべきである。また、道路、港湾、鉄道等のインフラの機能の維持・拡充を図るべきである。
- ウィズコロナの中、非接触型の自動配送サービスを実現することが重要である。低速・小型の自動配送ロボットの公道走行を認める改正道路交通法の円滑な施行に向けて、安全性向上等の取組や技術開発の促進、自動配送ロボットの導入の拡大に向けた取組などを支援すべきである。
- 過疎化や高齢化等により運転者不足が深刻な地方では、買い物や通院などに利用するための移動手段を十分に確保する必要がある。運転者を必要としない自動運転移動サービスを 2025 年目途に 40 か所以上、2030 年までに全国 100 か所以上で実現という目標に向けて、社会実装を進めるための取組を加速すべきである。
- 離島や山間部など物流手段が限られる地方では、ドローンにより日用品や医薬品を迅速に配送する物流サービスを社会実装する必要がある。このため、ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4飛行）に必要な機体認証や操縦者の試験等に関する環境整備を行うほか、多数機同時運航等に必要な技術開発を進めるべきである。
- 離島・中山間地の移動や災害時の救命救急など、地方における課題を解決する上で空飛ぶクルマは非常に重要なモビリティである。このため、

空飛ぶクルマの機体や運航の安全基準を整備するなど、環境整備を着実に進め、2025年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの活用と事業化を実現すべきである。

(5) 地方への人の流れの創出

デジタル技術を活用してテレワーク等による地方移住を推進するべきである。また、地方部と都市部にそれぞれ生活の拠点を有する「二地域居住」も一つの選択肢として、関係人口の創出・拡大や地方移住と併せて推進するべきである。そのため、二地域居住をはじめとする多様なライフスタイルの実現を可能とする環境整備が重要である。

(6) 観光

安全・安心を確保しながら国内旅行需要を喚起するため、「新たな Go To トラベル事業」を2022年度末までも視野に実施するとともに、生産性向上やデジタル化に向けた観光産業の変革に取り組むべきである。また、宿泊施設・サービスの高付加価値化を支援し、基金化などの計画的・継続的な支援策が可能となるよう制度を拡充するとともに、地域の特色を活かしたコンテンツ創出を支援することで稼げる地域を実現するべきである。さらに、国内外の感染状況を見極めながら、インバウンドの段階的な回復に向けた受入環境の整備を進めるべきである。

(7) 防災・減災、国土強靱化

「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する必要がある。取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進めるべきである。5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な計画の下、必要・十分な予算を確保し、継続的・安定的に取組が進められる制度となるように「国土強靱化基本計画」を見直し、取組を強化すべきである。

(8) 沖縄振興

復帰50年を迎えた沖縄が、「強い沖縄経済」を実現するため、沖縄産業の高度化・高付加価値化が重要である。沖縄科学技術大学院大学(OIST)における量子、バイオなど幅広い分野に係る世界最高水準の教育研究を推進し、その成果が社会に還元されるよう強力に支援するとともに、科学技術スタ

ートアップの拠点構築や支援を推進・強化すべきである。

また、経済安全保障等の観点から、沖縄周辺海域に存在する海底熱水鉱床等の国産海洋資源開発を進めるべきである。

4. グリーン・GX

グリーン・GXについては、気候変動問題が、新しい資本主義の実現にとって最大の課題であるとの認識のもと、官民が、この分野の投資を早急に拡大し、グリーン分野を新しい時代の成長を生み出すエンジンとする必要がある。

カーボンニュートラルの実現に向け、S+3Eを堅持しつつ、日本の競争力を維持しながらエネルギー・産業構造の転換を進める必要がある。政府においては、クリーンなエネルギーの安定的かつ安価な供給を実現し、エネルギーの安全保障を確保するためのクリーンエネルギー戦略を策定すべきである。

(1) エネルギー安全保障の確保

ウクライナ侵略などによって、エネルギーの安定供給のリスクが高まっている中、エネルギーコストの上昇の抑制、多様なエネルギー源・調達先の確保が必要であり、包括的な資源外交を展開するとともに、再生可能エネルギー、そして原子力といった、エネルギー安全保障、脱炭素の効果の高い電源を最大限活用すべきである。

(2) 2050年カーボンニュートラルに向けたエネルギー・産業構造転換の推進

産業・事業者ごとの事情に応じた適切なエネルギー需給構造のトランジションを進めるとともに、安価で安定的なクリーンエネルギー供給を実現する。そのため、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの技術革新の推進を進め、最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むとともに、革新原子力の研究開発、実証、実装を進め、原子力の持続的活用に向けて必要なあらゆる対応を講じるべきである。

水素・アンモニアのサプライチェーン構築や窒化ガリウム（パワー半導体材料）やSAFなどの利用拡大に向けた技術開発に加え、商用化に向けた支援を行うとともに、CCSや合成燃料、メタネーション、カーボンニュートラルポートの普及拡大などに向けて取り組み、あわせて「アジア・ゼロエミッション共同体」を早期に実現するなど、国際連携、ルール形成を進めるべきである。

2035年までに新車販売で電動車¹100%を目標に、エネルギー構造転換を図っていくための集中的な導入支援を行うとともに、充電・水素充てんインフラの整備を推進すべきである。

(3) エネルギー・産業構造転換に向けた環境整備、投資促進策

カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素電源の最大限導入や新たなエネルギー源の導入など、エネルギー・産業の両分野において、脱炭素に対応した大規模な設備投資、研究開発投資が必要。今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、裏付けとなる将来の財源を確保しつつ、必要な政府資金をGX経済移行債（仮称）で先行して調達し、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討するべきである。

企業の投資を引き出すためには、成長促進と排出抑制をともに最大化する効果をもった、成長志向型カーボンプライシングを最大限活用すべきであり、GXリーグの進捗を段階的に見直し、排出削減と投資促進をより強力に促す仕組みへと発展させていくべきである。

政府は、成長志向型のカーボンプライシングの活用を含めた規制・支援一体型の投資促進策について、新たな技術の普及見通しとあわせた包括的なロードマップを示すべきである。

地域において高騰するエネルギー代の負担軽減のためにも、地域の脱炭素の加速化が必要である。地域の課題解決に資する脱炭素化の一層の推進のため、同時に、地域・国内における需要創出や、地域の自立レジリエンス強化に貢献するため、地域のトランジションに向けた投資を促進するべきである。また、気候変動の激甚化にかんがみ、熱中症対策も強化していくべきである。

(4) 資源開発・資源外交と循環の確保

国内に既にある資源を有効に活用する循環経済への移行は、カーボンニュートラルのみならず経済安全保障にも貢献するものである。メタンハイドレートや海底熱水鉱床、レアアース泥などの国産海洋資源開発や資源外交を進めるとともに、資源循環の確保を図る観点から、政府は循環経済への移行に向けた工程表や戦略を示すとともに、製品に含まれるレアメタル等の素材について資源循環を実現するための取組を進めていくべきである。

また、企業、自治体によるプラスチック資源回収量を2030年までに倍増を目指すとともに、食ロス削減目標を現行の489万トンから深掘りした400

¹ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車。

万トン以下を目指し、制度的対応を含む政策強化を行うべきである。

(5) 気候変動対策に向けた国際貢献

我が国が有する優れた脱炭素技術や知見を、途上国をはじめとする世界に展開していくことで、環境と経済の好循環を実現していくべきである。JCMを拡大し、我が国の技術で世界全体の排出量削減に貢献するとともに、途上国における行政機関の能力強化を支援し、我が国の存在感を高めていくべきである。

5. 人への投資

人への投資については、デジタルや脱炭素化という大きな変革の中で創造性を発揮することが極めて重要なことから、賃上げとともに、ICT教育、職業訓練、学びなおし、生涯教育等を推進する。また、新しい働き方や多様性を成長につなげていく。

(1) ICT教育・人材育成の推進

教育・人材育成といった人への投資は成長への源泉である。

デジタル化が加速度的に進展する中、国民全体のデジタルリテラシーの向上を図り、デジタル技術を活用できるようにすることが求められている。このため、以下の取組を強力に推進すべきである。

- GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末環境を整備するため、端末のトラブル対応やICT支援人材の確保・育成を行う組織として各都道府県等と市町村が連携等し「GIGAスクール運営支援センター」を設置するとともに、GIGAスクールの持続性確保のための支援のあり方を検討する。
- 児童生徒1人1台端末の本格的な活用状況を踏まえ、全ての小中学校等にデジタル教科書を提供するとともに、EdTech企業等と教材のオープンイノベーションを促進するような環境整備を進め、誰もどこもとに残さず、個別最適で主体的な学びの実現に向けたステップアップをめざし、その利点や課題の実証を行う。
- 学校における働き方改革を進めるとともに、教師の養成・採用・研修の在り方について検討する。
- 教育での課題解決や教育の質向上のため、先端技術を活用した取組事例の全国提供を行う。
- 家庭や学校とは別に探究心や研究心など子どもの才能を発掘・育成する場として「サード・プレイス」を全国展開するため、その実証等を行う

とともに、個別最適な学びや学際的・探究的な学びを普及・促進するため、STEAM ライブラリーの学校等での活用を支援する。

- 専門学校や高等専門学校におけるデジタル人材育成を抜本的に強化する。
- デジタル・グリーン等の成長分野をはじめとした人材ニーズに、量・質ともに迅速に対応し、社会で即戦力となる人材を輩出するため、産学官連携の下で大学等におけるリカレント教育プログラムの開発支援と、学び直しを促進する環境整備とを車の両輪として飛躍的に加速させ、社会人のスキルアップを強力に後押しする。
- 成長分野であるデジタルに対応した人材の育成について、3年間で4,000億円規模の施策パッケージの実施や、公的職業訓練や教育訓練給付のデジタル分野への重点化の推進により、デジタル・ネイティブ世代だけでなく、いわゆる団塊ジュニア世代を始めとするデジタル・イミグラント世代に対するITリスクリングを抜本的に強化する。
- 「トビタテ！留学 JAPAN」の継続的発展など、企業が参画する若者の海外留学促進プログラムを推進する。
- 世界と伍する研究大学を作るため、研究力に加え、研究と経営の分離、若手研究者の登用等、優良なガバナンスを導入する大学に対し、十兆円規模の大学ファンドで支援する。イノベーション人材の育成を進めるため、大学の学部再編を促進するとともに、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。
- 在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて返還・納付を可能とする新たな制度を、授業料無償化の対象となっていない学生について本格導入する。

(2) 新しい働き方・多様性の推進

少子高齢化が進む中、将来的にも生産年齢人口や就業者数の大幅な減少が予想され、人手不足の問題が顕在化し、職場における働きやすさや働きがいへの影響を与えている可能性もある。こうした懸念を払しょくするためには、高齢者も若者も、女性も男性も、誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が重要である。

また、モノからコトへと進む時代、付加価値の源泉は、創意工夫や、新しいアイデアを生み出す「人」である。

こうした中、誰もが一人ひとりの意思や能力、個々の抱える事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような環境を整備することにより、多様な採用や働き方を促す必要がある。

このため、以下の取組を強力に推進していくべきである。

- 中小企業等が賃上げ原資の確保や労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁ができるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を着実に実施するとともに、「パートナーシップ構築宣言」に参加する大企業の拡大や宣言の実効性向上を強力に推し進める。
- 最低賃金の引上げについて、官民協力して引上げの環境整備を図り、引上げを実施する。
- フリーランスの方々が安心して働ける環境を整備するため、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度の整備を進める。
- 転勤の可否を管理職登用の要件とするような企業慣行が、ポストコロナ時代における良質なテレワークの定着により、積極的に見直されていくことが望まれる。引き続き企業におけるテレワークの導入を推進する。
- 働き手のエンゲージメントや、よりよい処遇を求める労働移動を促す観点から、ジョブ型等を含む多様な働き方へのニーズへの対応を進めるとともに、副業・兼業の活用を促進する。
- 正社員への転換を希望される非正規雇用労働者の方々に対しては、再就職や正社員化に向けた学び直しや職業訓練の支援を強力に進めていく。
- 同一労働同一賃金の履行確保に当たっては、労務管理の専門家による企業への相談支援等を通じて待遇差の内容や理由に関する説明義務の徹底を図ることにより、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の間の不合理な待遇差を解消し、如何なる働き方を選択しても納得が得られる待遇を確保する。
- 就職氷河期世代の方々の生活を安定させるため、地方公共団体や関係支援団体、産業界も含めた関係者の協力を幅広く得ながら、就労や社会参加に向けた支援をきめ細かに講じる。
- 海外の高度技術者などのプロフェッショナル人材の日本企業への流入を加速する。また、オンラインでの日本語教育や教育コンテンツの提供を通じて優秀な外国人留学生の流入を加速するとともに、留学生の日本国内での就職を促進する。
- 水際対策の緩和に向けて、来日外国人の受入体制を充実するため、外国人在留支援センターでの在留支援や在留外国人の生活相談体制の整備等を行う。

(3) 女性活躍の更なる推進

全ての女性が輝く令和の社会を実現するためには、性犯罪・性暴力やセクシュアルハラスメントを撲滅するとともに、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現し、その潜在力が十分に発揮され、その結果、企業の活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫がもたらされることが必要である。

こうした観点に立ち、以下の取組を強力に推進していくべきである。

- 労働者の男女間賃金格差を解消していくため、早急に、女性活躍推進法の制度改正を実施し、大企業に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化する。
- 企業が、管理職に占める女性労働者の割合を含め、自社の女性の活躍に関する状況や課題を把握し、具体的な数値目標を設定した上で、中長期的な目標達成に向けた取組を盛り込んだ行動計画を策定し、実施するよう取組を促す。
- 女性デジタル人材育成プランを推進し、デジタル分野における女性の活躍を積極的に支援する。
- 女性就労の制約を見直すとともに、子育てや介護と仕事の両立支援の強化、男性の育児休業取得の推進を図る観点から、育児休業の取得の状況の公表の義務付けや、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）、有期雇用労働者の育児・介護休業要件の緩和等の周知を図る。また、ハローワークにおける育児休業中の代替要員確保に関する相談支援や両立支援等助成金の周知を行う。
- 女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するため、多くの女性が直面する月経の悩みや妊娠・出産に関する疑問、更年期障害など様々な体調不良に対する情報を積極的に発信する。

(4) 少子化対策

令和3年の出生数は84万人、前年比3.4%の減少となった（「人口動態統計速報」）。人口の急速な減少に歯止めをかけることができなければ、国際社会における我が国の地位・影響力は大幅かつ急速に低下していくことは避けられない。このため、少子化の克服を最優先の国家的課題と位置づけ、最大の人的投資として取組を進める必要がある。

- 結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、

「新子育て安心プラン」の着実な実施等仕事と子育ての両立支援に取り組み、結婚・妊娠・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指すべきである。

- 妊娠・出産支援として、出産育児一時金での対応をはじめとして、経済的負担の軽減についても議論を進めるべきである。

6. 孤独・孤立対策

「望まない孤独・孤立」に悩む方々に寄り添い、支えるため、「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく施策を着実に実行しつつ、施策のさらなる充実・強化が必要である。特に、実態調査結果を踏まえた予防の観点での施策を講じるとともに、相談窓口のワンストップ化、生活の基本である「食」と「住」の確保の支援、アウトリーチ型や同世代・同性の対応による支援など、支援策をさらに展開すべきである。また、国・地方での官民連携を推進するとともに、支援者支援、複数年契約の促進等によるNPO等の活動への継続的かつきめ細かな支援を行うべきである。

7. 中小企業の成長支援等

新型コロナの長期化と原油・原材料価格高騰等により、多くの事業者が影響を受けていることから、引き続き中小企業・小規模事業者を取り巻く状況を注視しながら、足下では以下のとおり必要な対応を実施していくべきである。

- 過剰債務対策・再チャレンジ支援のために、「中小企業活性化パッケージ」を着実に実行するとともに、パッケージの更なる実行加速化に向けた施策を検討する。加えて、債務が過大となった事業者等に対して、事業再生支援や地域金融機関連携ファンドを通じた資本金の供給・債権買取等を強化するとともに、地域の中核的な企業や観光等への支援を重点的に行う。
- 中小企業等が賃上げ原資の確保や労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁ができるよう、大企業と中小・零細企業との取引関係の更なる適正化に向け、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を着実に実施する。その際、価格交渉を経た適正な価格設定が各業界で進められるよう、事業所管省庁から各業界への働きかけを強化する。また、サプライチェーン全体での付加価値向上に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に参加する大企業の拡大や宣言の実効性向上を強く押し進める。

日本経済の成長と分配の好循環実現のためには、雇用の7割、付加価値の5割を占め、小回りが効くがゆえに新たな挑戦がしやすく、また地域経済の中心となっている中小企業・小規模事業者の成長と持続的発展が不可欠である。このため、中小企業・小規模事業者を取り巻く構造的課題の解決に向けて、グリーン・デジタル等の社会課題をもチャンスととらえ、新たなことに挑戦する中小企業・小規模事業者等を力強く応援していくべく、まずは、特に以下の取組を進めていくべきである。

- 中小企業の新事業展開や規模拡大を促し、チャレンジを支える環境整備のため、中小企業のガバナンス向上、グループ化の促進、金融機関のエクイティ支援人材の育成、事業承継を契機とした新事業展開の加速化などを促す。
- グリーン・デジタルなど外部環境の構造変化への対応のため、事業再構築支援の促進、補助金の重点化、IT導入の拡大、中小企業全体のデジタル化支援などを着実にを行う。中小企業自身や中小企業が製造するIoT機器のサイバーセキュリティ対策を支援する。
- 中小企業の経営の自走化を加速するため、中小企業支援団体などによる協議会を設置するなど伴走支援の全国展開を推進する。

コロナ禍で、日本企業の債務残高は増加したままであり、債務が事業再構築の足かせになっていると考える企業の声がある。これまで、わが国では、REVIC等により事業再構築・事業再生など事業者支援に取り組んできた。欧州各国においては、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可のもとで多数決により権利変更を行い、事業再構築を行う制度が存在するが、我が国には存在しない。コロナ後に向けた事業再構築を容易にするため、債務が事業再構築の足かせにならないよう、新たな事業再構築のための制度について検討を進めるべきである。

我が国企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう、予見可能性を高める国際協調、中小を含めた企業にとって分かりやすい人権デュー・ディリジェンスのためのガイドライン策定とその普及を進めるべきである。

8. 魅力あるマーケットの構築による国際金融センターの実現

- 国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、我が国に持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築していくことが重要である。

- 人的資本をはじめとする無形資産投資が企業価値向上において重要となっており、「人への投資」を積極的に行う企業が評価されるような環境整備が重要である。このため、人的投資や多様性確保などの非財務情報開示を充実しつつ、コスト軽減の観点から、法令上の四半期報告を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」すべきである。また、IFRS財団において、我が国の企業の強みが表れるサステナビリティ項目の基準が策定されるよう、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げてIFRS財団への意見発信を行うべきである。
- 我が国市場の魅力向上のためにはサステナブルファイナンスの促進、スタートアップの育成・支援が欠かせない。ESG投資に関する情報プラットフォームの立ち上げやESG評価機関の行動規範の策定に取り組むとともに、スタートアップが成長資金を最適な方法で調達できる環境を整備すべきである。また、市場インフラの機能を高めていくため、PTSの取扱商品の多様化や取引所への移行基準の緩和などの制度整備を進めるべきである。
- 日本の家計金融資産構成は、欧米と比較して現預金の割合が非常に高く、株式や投資信託の割合が低い。家計の貯蓄から投資への流れを促進することで、資産所得の向上を図り、それが消費の拡大に繋がり、更に次の成長に結びつくという好循環を実現していくことが重要である。併せて、国民一人一人の安定的な資産形成が進むことによって、「一億総株主」として成長の果実を享受できるようにしていくことが重要である。このため、我が国市場の魅力向上に向けた取組とともに、家計の安定的な資産形成に向け、NISA制度の抜本的拡充などを進めて資産所得倍増を目指すとともに、金融商品取引業者等の助言業務や勧誘・説明業務に関する制度整備や、デジタルツールも活用した情報提供の充実等の検討を進めるべきである。
- 海外金融事業者の参入促進については、手綱を緩めることなく継続していくことが重要であり、ポストコロナを見据えて、取組を本格稼働すべきである。
- 経済社会全体のデジタル化が加速する中、金融分野においてもデジタル化への対応は引き続き重要な課題であり、規制・制度運用の不断の検証により金融機関やフィンテック企業等のデジタル化やイノベーションに向けた取組を後押ししていくべきである。また、地域におけるデジタル人材の育成・確保が急務であることから、金融機関は政府が進めているデジタル人材支援策に精通し、そうした支援策も有効活用していくべ

きである。

9. 民間による社会的課題の解決

- 欧米では、ベネフィットコーポレーション等の公的役割を担う新しい法人制度が整備されつつある。新しい資本主義の中で、このような取組の検討を開始するべきである。既存の財団・社団等の民間にとっての利便性の向上を図るべきである。
また、社会起業家に対する、公共調達を活用や支援制度の充実等を通じた環境整備を図るべきである。
- 公共施設の民間事業者による運営を行う公共施設等運営事業（コンセッション）（PPP、PFIを含む）を加速するべきである。